

輝く未来を奏でるまち の実現を目指して


令和8年度 おもな支援制度・募集などのお知らせ

申請方法や提出書類など詳細については、町ホームページをご覧ください。各問い合わせ先で確認ください。

New は今年度からの新規事業

拡 は今年度から拡大した事業

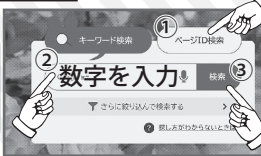
「ページID検索」
でも各事業の確認
ができます。



町HP
ID: XXXXX

検索方法

- ① ID検索をクリック
- ② 数字を入力
- ③ 検索をクリック



子ども・子育て

拡 産後ケア事業



「赤ちゃんのお世話、これで良いのかな?」「授乳がちゃんとできているか心配」「慣れない育児、少し疲れてしまったかも」「乳腺炎っぽい…」このようなお困りごとはありませんか?
産後ケア事業は、心身のケアや育児のサポートなどを必要とされる産後のお母さんを対象に、助産師からのサポートを受けることができるサービスです。利用料金の自己負担額を4月から軽減し、さらに利用しやすくなりました。



利用できる方
坂城町に住所がある産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん

利用方法
利用したい時期や施設を決めて、保健センターへ利用申請をしてください。

利用回数

- ①短期入所型・・・利用できる期間は、原則7日間まで
- ②通所型、居宅訪問型・・・利用できる回数は、通所型と居宅訪問型をあわせて原則7回まで

※ただし、引き続き利用が必要な方には、①②とも利用回数を更に7日間もしくは7回まで追加して利用できます。

産後ケアの実施施設や利用料金等の詳細については、ホームページや子育てアプリ「はぐはぐ」に掲載しています。ご不明な点がございましたらお気軽に保健センターへお問い合わせください。

New

こども誰でも通園制度



「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援をするために創設された制度です。令和8年4月から利用開始となります。

利用にあたっては、町の認定が必要となり、認定後、実施施設（南条保育園）との面談を経て、利用予約をすることが可能となります。予約等は、国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用していただけます。

こども誰でも通園制度を利用することで

■こどもにとって

1. 家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
2. 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

■保護者にとって

1. 専門的な知識や技術を持つ保育士などとの関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながります。
2. 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて様々な子育て支援を活用することにもつながります。

《申請から利用までの流れ》

1. 申請書の提出【利用者→子ども支援室】
2. 申請書の確認・認定
3. アカウントの発行【子ども支援室→利用者】
4. 面談の予約【利用者→保育園】
5. 面談の実施【利用者⇄保育園】
6. 利用日の予約【利用者→保育園】
7. 利用開始【利用者→保育園】



利用開始

令和8年4月から

対象となるこども

保育園等に通っていない、生後6か月から満3歳未満のこども

利用料

1人につき、1時間当たり300円
 ※低所得世帯等には減免措置があります。
 また、給食やおやつは実費をいただきます。

利用時間

1人につき、1月当たり10時間まで

実施施設

南条保育園

実施日

月曜日から金曜日まで

実施時間

午前9時から午後4時まで
 ※園行事等で予約枠が開設されない場合があります。

申請方法

教育文化課子ども支援室に利用認定申請書を提出
 ※申請書は、教育文化課子ども支援室窓口で配布または町ホームページからもダウンロードできます。



◎申請・問い合わせ先 教育文化課 子ども支援室 ☎82-3111（内線253） 直通75-6209

New

おたふくかぜ予防接種



令和8年度からおたふくかぜの発症および重症化を予防するため、幼児を対象におたふくかぜ任意予防接種の費用の一部を助成します。対象者には助成券等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者 接種日に、1歳の幼児 **助成金額** 3,000円 **接種場所** 実施医療機関
 ◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111 (内線 512) 直通 75-6230

New

R S ウイルス感染症予防接種



令和8年度から妊婦の方を対象にRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの予防接種を実施します。対象者には予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者 接種日に、妊娠28週～36週までの妊婦の方
 ※過去の妊娠時にRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を接種したことのある方も対象になります。

自己負担額 無料 **接種場所** 実施医療機関
 ◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111 (内線 512) 直通 75-6230

令和8年度坂城町奨学生募集



大学・高校に在学または、職業訓練機関などに入所している方で、次の要件を備えている場合に、奨学金を支給します。

受給要件

- (1) 受給者または親権者が坂城町に引き続き1年以上居住していること
- (2) 修学の意欲が旺盛で、かつ、その能力を有すると認められること
- (3) 経済的な理由により、修学困難と認められること
- (4) 他の奨学金制度による学資等の給与または貸与を受けていないこと

給与額

月額 10,000円 (年2回に分けて支給)

出願期限

4月15日(水) 必着

※出願には所得基準がありますので、下記へお問い合わせください。

◎出願・問い合わせ先 教育文化課 学校教育係 ☎82-3111 (内線 253) 直通 75-6209



健康・福祉

高齢者肺炎球菌予防接種



肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防ぐため、年度内に65歳を迎える方を対象に「高齢者肺炎球菌予防接種」を実施します。対象者には4月上旬までに予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

- 対象者** (1) 令和8年度中に65歳になる方(昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ)
 (2) 接種日が60～64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより重い障がいがある方
 ※上記(1)(2)ともに過去に高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方(実費で接種した方含む)は接種対象となりません。

実施期間 令和9年3月31日(水)まで **自己負担額** 2,000円

実施医療機関 町内・町外の実施医療機関 (事前に医療機関にお問い合わせのうえ実施してください。)

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111 (内線 512) 直通 75-6230



高齢者補聴器購入費補助金

聴力機能の低下により日常生活に支障がある 65 歳以上の高齢者の方の生活支援および社会参加などを支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助します。

対象者

次の要件をすべて満たしている方

- (1) 町内に住所を有し、現に居住しており、申請の時点において満 65 歳以上の方
- (2) 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (3) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満または片耳の聴力レベルが 40 デシベル以上で他耳の聴力レベルは 90 デシベル未満である方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方
- (5) 町税等の滞納がない方

補助金額

購入費用の 2 分の 1 以内（上限 3 万円）

補助対象

補聴器本体（管理医療機器として指定されたもの）と付属品



注意事項

- ・医師証明書（町の指定様式）に基づき購入した日から **3ヶ月以内** に申請してください。次に掲げる費用は対象外です。
 - 集音器、付属品のみ購入、修理、メンテナンスにかかる費用
 - 診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課 福祉係 ☎82-3111（内線 136） 直通 75-6205



带状疱疹予防接種

带状疱疹やその合併症を予防するため、高齢者の方などを対象に「带状疱疹予防接種」を実施します。対象者には 4 月上旬に予診票等をお送りします。詳しくはそちらをご覧ください。

対象者

- (1) 令和 8 年度内に以下の年齢になる方
- (2) 接種日が 60～64 歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより重い障がいを有する方
※過去に带状疱疹ワクチンの接種をしたことのある方は、接種対象になりません。



	年齢	生年月日
令和 8 年度の対象者	65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
	70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
	75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
	80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
	85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
	95歳	昭和 6 年4月2日～昭和 7 年4月1日
	100歳	大正15年4月2日～昭和 2 年4月1日

接種期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
※組換えワクチンをご希望の方は、

期間内に 2 回の接種を行ってください。

接種場所

町内・町外の実施医療機関

自己負担額

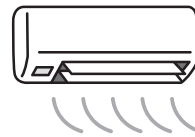
生ワクチン 2,100 円
組換えワクチン 1 回あたり 5,400 円

◎問い合わせ先 保健センター ☎82-3111（内線 512） 直通 75-6230



New 住民税非課税世帯等エアコン設置費助成事業補助金

近年、夏の猛暑による熱中症リスクが高まっていることを踏まえ、住民税非課税世帯と生活保護世帯を対象に、エアコンの設置費用の一部を補助します。



対象者

次の要件をすべて満たしている世帯の世帯主の方

- (1) 坂城町に住所を有している世帯
- (2) 世帯員全員が住民税非課税である世帯、または、生活保護を受給している世帯
- (3) 居住する住宅に稼働可能な下記対象設備の(1)～(4)がない世帯

対象設備及び対象経費

下記設備 1 台の購入費用、及び、設置にかかる工事費用

- (1) 壁掛け型エアコン (2) 床置き型エアコン
- (3) ウインドエアコン(窓用) (4) ポータブルエアコン
- (5) コンセントから直接給電する電気冷風機及びペルチェ式クーラー(充電式のものを除く。)

※エアコンの購入・設置前に申請が必要です。申請前に購入・設置したものは補助対象とならないのでご注意ください。

補助金額

世帯区分	補助率(千円未満切捨て)	補助上限額
住民税非課税世帯	購入・設置費用の3分の2	48,000円
生活保護受給世帯	購入・設置費用の全額	73,000円

申請期限

令和8年12月28日(月)まで

詳細は町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課 福祉係 ☎82-3111(内線132) 直通75-6205

人間ドック補助金



国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドック受診料を補助します。受診する医療機関によって申請方法が異なりますので、下記の申請方法を確認のうえ、福祉健康課へ申請してください。なお、国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者以外の方は、各加入保険者へお問い合わせください。

補助金額 ■日帰りドック：13,000円 ■1泊2日ドック：15,000円

申請方法

①40歳以上の方で指定医療機関(右記)で受診する場合

→受診日決定後、ドック受診前に補助券の交付申請をしてください。その場で補助券を発行します。

【持ち物】受診日がわかるもの(病院からの案内等)、資格情報のお知らせまたは資格確認書

(補助券の交付申請をしなかった、または受診当日に補助券を持参しなかった場合は、②の方法で申請をお願いします。)

- JA厚生連
(松代総合病院、篠ノ井総合病院、佐久総合病院)
- 千曲中央病院
- 上田生協診療所

②指定医療機関以外で受診する場合、または40歳未満の国民健康保険加入者

→ドック受診後(医療機関から健診結果到着後)に補助金の交付申請手続きを行ってください。(申請書は福祉健康課窓口または町ホームページからダウンロードできます)後日、指定口座にお振込みします。

【持ち物】資格情報のお知らせまたは資格確認書、印鑑、領収証(原本)、健診結果の写し、振込先の口座番号がわかるもの



◎申請・問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205
保健センター ☎82-3111(内線512) 直通75-6230



暮らす

UIJターン就業・創業移住支援金

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県（以下、同じ））、愛知県または大阪府から町内に移住した方で、一定の就業または創業をしようとする方を支援します。

対象者

- 東京圏、愛知県または大阪府に在住し、就労または通学していた方で、町内に移住した方
- 次のア～オのいずれかに該当する方

- ア 長野県の運営するマッチングサイトに掲載されている求人に応募し、採用された方
- イ プロフェッショナル人材事業等を利用して就業した方
- ウ 自己の意思により移住し、移住前の業務を引続き行うテレワーカー
- エ 関係人口に該当し、要件に該当する就業をしている方
- オ 長野県の創業支援金の交付決定を受けており、1年以内に当支援金の申請を行う方

※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

支援額

- 単身の世帯：60万円
- 2人以上の世帯：100万円（18歳未満の帯同者1人につき100万円を加算）

《事業主のみなさんへ》

長野県移住支援金対象求人サイト「信州で働こう!」、求人情報を掲載しませんか？

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課 企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211



移住定住促進事業補助金

町内への移住・定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、自らが移住・定住する目的で、町内にマイホームを新築、または新築住宅を購入される方を支援します。

対象住宅

- 新築住宅
- 築後1年以内の建売住宅(中古住宅を除く)

補助金額

対象住宅1件につき10万円（申請1回まで）

対象者 町税または前住所地の市町村税の滞納がない方で次の（1）または（2）に該当する方

- （1）町内に住所を有する方、または取得した新築住宅に住所登録できる方
- （2）取得する新築住宅の名義人となる方

※新築住宅は着工前、建売住宅は建物の引渡し（登記）前に申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 企画政策課 企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211



就職・移住学生支援金

都内に本部を置く大学の、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）のキャンパスに通学する学生が、卒業後に町内に移住し、長野県内で就職する方を支援します。

対象者

- 大学の卒業年度内に、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し（原則4年以上）し、当該大学を卒業見込みである方
- 大学の卒業年度において、東京圏に継続して在住している方
- 長野県内に就職することが内定していて、卒業後に就職し、町内に移住する意思を有している方

※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

支援額

交通費：就職活動に関する規定に沿った長野県内での就職活動で、卒業年度の6月1日以降の面接にかかる往復交通費1回分（上限8,500円）

移転費：移住の実費を証明できる場合は、かかった費用の全額（上限160,000円）
実費を証明できない場合は定額66,000円

◎申請・問い合わせ先 企画政策課 企画調整係 ☎82-3111（内線 224） 直通 75-6211



住宅用スマートエネルギー設備導入補助金

再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを推進するため、町内で住宅用スマートエネルギー設備を導入する方を支援します。

補助金額

■住宅用太陽光発電システム	上限14万9,000円
■家庭用定置型蓄電システム	上限20万円
■家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	上限5万円
■電気自動車等充給電設備（V2H）	上限10万円
■電気自動車	上限10万円

※対象システム設置の着工・購入前に申請が必要です。詳細については、町ホームページをご覧ください。



◎申請・問い合わせ先 企画政策課 企画調整係 TEL82-3111（内線 224） 直通 75-6211

勤労者への生活資金の融資制度

町内にお住いの勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、町と長野県労働金庫（ろうきん）が協調して行っている生活資金の融資制度です。

対象資金

教育、医療、冠婚葬祭、災害復旧、生活に要する資金（カーローンなど）
※旅行、投資や投機、転貸は対象外、また事業資金の融資はできません。

限度額 150万円 **返済期間** 10年以内

利率 ろうきん固有の融資商品の適用金利から0.1%引き下げた利率

対象者

- 18歳以上の勤労者（ろうきん会員の労働組合または長野県暮らしサポートセンターの加入者）
- 町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ現在の事業所に1年以上勤務している方
- 町税の滞納がない方
- 資金の償還が確実にできる方（ろうきんによる融資の審査があります。）

申込みは
お近くのろうきん
窓口から！



◎申請・問い合わせ先 商工農林課 商工観光係 ☎82-3111（内線 153） 直通 75-6207
長野県労働金庫 更埴支店 ☎026-273-2323



拡

結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象世帯

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯の所得額が500万円未満の世帯
- 対象となる住居が町内にあり、かつ申請時に夫婦の住所がその住居になっている世帯
- 指定された講座を受講した世帯

※上記以外にも要件がありますので、町ホームページをご覧ください。

補助対象

婚姻に伴い、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った住宅取得費用または住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用など

限度額

- 婚姻日に夫婦ともに29歳以下の世帯：60万円
- それ以外の世帯：30万円

◎申請・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線 136） 直通 75-6205





生涯学習

坂城町公民館文化講座受講生募集



公民館講座の受講生を募集します。全講座初心者を対象としており、複数の講座を受講することもできますので、気軽にお申し込みください。

詳しくは、「まなびの玉手箱2026」をご覧ください。

受講料 3,000円（1講座）教材費などは実費負担です。

開講式 4月10日（金）午後7時～ 文化センター大会議室

受付開始日 4月3日（金）受講料を添えて、下記へお申し込みください。

◎申込・問い合わせ先 坂城町公民館（文化センター内）☎82-2069



商業・農業

商業店舗リフォーム（利活用）補助金



商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工場の費用の一部を補助します。

対象者 ■町内で新たに商業店舗を出店する法人または個人事業主 ■既に町内で商業を営む法人または個人事業主 **補助金額** 補助対象経費の3分の2以内（上限50万円）

補助対象 ■空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するためのリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

交付要件 ■既に町内で創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費 ■施工業者は町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主に限ります。 ■同一店舗に対する補助金の交付は1回限りとします。

※事業着手前の申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課 商工観光係 ☎82-3111（内線153） 直通75-6207

荒廃農地等再生利用補助事業



荒廃農地を解消し、農地を有効に活用していただくため、管理が行き届いていない農地や立ち木などが生えてすぐに利用できない農地を再生するためにかかる経費の一部を補助します。荒廃農地等を活用して、農業を始めたい方や規模拡大をしたい農家の方など幅広くご活用いただけます。

対象者 農業者、農業団体・法人 **補助対象** 荒廃農地及び低利用農地（5アール以上の農地）

補助金額 (1) 再生作業 荒廃農地を再生するための経費（除草、伐採、抜根、整地など）の2分の1、または10アールあたり10万円のいずれか低い額

(2) 土壌改良 上記（1）により再生された農地に対する肥料などの経費の2分の1、または10アールあたり5万円のいずれか低い額

※事業着手前の申請が必要です。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課 農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207



農業用ビニールハウス資材購入補助事業

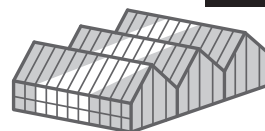


野菜や花きなどの生産を支援するため、新規に設置する農業用ビニールハウスの資材費に対して一部を補助します。 ※事業着手前の申請が必要です。

対象者 町内に住所を置く農業者、農業団体・法人

補助対象 5万円以上の新設・増設する農業用ビニールハウス資材費

補助金額 補助対象資材費の3分の1（上限20万円）



◎申請・問い合わせ先 商工農林課 農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207



創る・起業

さかきブランド事業補助金

地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」（以下、「ブランド商品」）として、町を広くPRできる商品の開発、またはその販売に取り組む個人や団体などを支援します。 ※事業着手前の申請が必要です。

募集期間 4月1日（水）～5月15日（金）

対象者 ブランド商品の開発またはその販売に取り組む個人、団体・事業者

補助対象

- (1) ブランド商品の開発、商品化のための生産設備を整備拡充するための事業
- (2) ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- (3) ブランド商品の販売を促進するための事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（（1）、（2）は上限20万円、（3）は上限5万円）

◎申請・問い合わせ先 商工農林課 農業振興係 ☎82-3111（内線152） 直通75-6207



コトづくりイノベーション補助金

これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた「コトづくり」への転換を推進するため、町内に集積するさまざまな技術や知識を活かした新製品開発などを支援します。

募集期間 4月1日（水）～5月15日（金）

対象者

- 町内事業者 町内に主たる事業所を有する事業者
- 企業グループ
 - 町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
 - 町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

補助対象 ■町内ニーズに対応した新製品開発などに取り組む事業

■町内資源を活用した新製品開発などに取り組む事業

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

中小企業基本法第2条第1項各号の規定に該当する場合は補助対象経費の3分の2以内

◎申請・問い合わせ先 商工農林課 商工観光係 ☎82-3111（内線154） 直通75-6207



クラウドファンディング活用支援補助金

町内で新商品開発や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用して事業を行う創業者および中小企業者を支援します。

※事業着手前の申請が必要です。

対象者

クラウドファンディングを活用して事業を実施する者（事業所）で、町内に住所（事業所）を有し、坂城町商工会の推薦を受けた方

補助対象

クラウドファンディング仲介事業者を支払う組成手数料、掲載手数料、決済手数料、その他手数料
ただし、当該経費に係る消費税および地方消費税を除く

補助金額 補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を原則とします。

◎申請・問い合わせ先 商工農林課 商工観光係 ☎82-3111（内線153） 直通75-6207

